



秋の気配いよいよ濃くなってきました。今月号も最新トピックスをお届けします。

## 国内動向

### ① 労働安全衛生法 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示(厚生労働省)

9月29日、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示(平成26年厚生労働省告示第377号)が公示され、11月1日(一部の規定は10月1日)から適用されることになった。その内容は、特定化学物質に追加されたジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)の試料採取方法、分析方法及び管理濃度を定めるとともに、1,2-ジクロロプロパンの試料採取方法及び管理濃度を改める等の改正である。<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T141006K0020.pdf>

### ② 化審法 優先評価化学物質の指定の取消し(経済産業省)

10月1日、経済産業省は、下記の5物質について優先評価化学物質の指定の取消しを公表した。優先評価化学物質の指定の取消し後も、当該物質は一般化学物質としての製造・輸入数量等の届出が必要であるため、注意が必要である。

- ・ジニトロトルエン
- ・2,4-ジ-*tert*-ペンチルフェノール
- ・4,4'-ジアミノジフェニルメタン(別名4,4'-メチレンジアニリン)
- ・3,3'-ジクロロベンジジン
- ・シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1*RS*)-*cis-trans*-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン)

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/information/ra\\_14100101.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_14100101.html)

## 海外動向

### ① 次世代リスク評価に関する最終報告書を公表(米国 EPA)

9月26日、米国EPAは、分子生物学、コンピューター、システムバイオロジーの最新知識技術やデータを用い、低コスト、スピーディーに多数の化学物質の健康有害性を評価する”次世代リスク評価(NexGen)”の最終報告書を公表した。

<http://cfpub.epa.gov/ncea/risk/recorddisplay.cfm?deid=286690>



### ② 13th Report on Carcinogens (RoC)で4物質を追加公表(米国 NTP)

10月2日、米国NTPが作成した13th Report on Carcinogens (RoC)が米国保健社会福祉省から公表された。新たにリスト追加された物質は以下の4物質である。

- ・1-Bromopropane (Reasonably anticipated to be a human carcinogen)
- ・Cumene (Reasonably anticipated to be a human carcinogen)
- ・Pentachlorophenol and By-products of Its Synthesis (Reasonably anticipated to be a human carcinogen)
- ・*o*-Toluidine (Known to be a human carcinogen)

<http://ntp.niehs.nih.gov/pubhealth/roc/roc13/index.html>



### ③ REACH 規則の段階的導入物質(1-100トン)登録のためのウェブページを公表(欧州化学品庁:ECHA)

10月13日、ECHAは2018年5月31日登録期限となる段階的導入物質(1-100トン)の登録に向けたサポート情報を掲載したウェブページを公表した。

<http://echa.europa.eu/reach-2018/>



## 特集 ③⑨：作業環境における化学物質のリスクアセスメント:その①

今月号から、作業環境における化学物質のリスクアセスメントについて、シリーズで紹介いたします。本年6月に労働安全衛生法の一部が改正され、一定の危険性・有害性が確認されている物質(SDSの交付が義務づけられている640物質)について、**事業者**に**危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)**が義務付けられました(平成28年6月までに施行予定)。化学物質のリスクアセスメントといっても一体何をどうしたら良いのか、よくわからない事業者の方もおられるかと思います。今月号ではまず、化学物質のリスクアセスメントの手順について紹介します(下図参照)。



**手順1**：使用している化学物質を特定し、有害性情報を入手して、有害性を特定します。

**手順2**：特定された有害性によって生ずるおそれのある健康障害の重篤度と発生可能性の度合いの両者の組合せで、リスクの見積りを行います。

**手順3**：ばく露を防止、又は軽減するための措置について検討し、優先度を設定します。

**手順4**：優先度の設定結果に従い、リスクの除去や低減措置を実施します。

来月号から、コントロールバンディングなどを用いた、具体的なリスクアセスメントの方法をご紹介します。

**労働安全衛生法が改正されます**  
～平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行～

化学物質による健康被害の予防とリスク管理の推進の観点で、労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)が公布され、労働安全衛生法の一部が改正され、一定の危険性・有害性が確認されている物質(640物質)について、事業者が危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を行う義務が課せられます(平成28年6月までに施行予定)。

**1 化学物質についてリスクアセスメントの実施が義務となります**  
●施行日：平成28年6月1日(施行期日の前日)

○一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>1)</sup>による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施<sup>2)</sup>が事業者の義務となります。

① 事業者は労働安全衛生法第102条第2項(労働安全衛生法第102条第2項)の規定に基づき、労働安全衛生法第102条第2項第1号に規定する一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>1)</sup>について、労働安全衛生法第102条第2項第2号に規定する一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>1)</sup>による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施<sup>2)</sup>を行う義務を負います。

② リスクアセスメントの実施結果に基づき、労働安全衛生法第102条第2項第3号に規定する一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>1)</sup>による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施<sup>2)</sup>を行う義務を負います。

③ リスクアセスメントの実施結果に基づき、労働安全衛生法第102条第2項第3号に規定する一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>1)</sup>による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施<sup>2)</sup>を行う義務を負います。

④ 上記の化学物質を特定し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

⑤ リスクアセスメントの実施は、労働安全衛生法第102条第2項第3号に規定する一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>1)</sup>による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施<sup>2)</sup>を行う義務を負います。

化学物質のリスクアセスメントには、労働安全衛生法第102条第2項第3号に規定する一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>1)</sup>による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施<sup>2)</sup>を行う義務を負います。

① コントロールバンディング<sup>3)</sup>は、労働安全衛生法第102条第2項第3号に規定する一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>1)</sup>による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施<sup>2)</sup>を行う義務を負います。

② 労働安全衛生法第102条第2項第3号に規定する一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>1)</sup>による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施<sup>2)</sup>を行う義務を負います。

③ 労働安全衛生法第102条第2項第3号に規定する一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>1)</sup>による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施<sup>2)</sup>を行う義務を負います。

④ 労働安全衛生法第102条第2項第3号に規定する一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>1)</sup>による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施<sup>2)</sup>を行う義務を負います。

⑤ 労働安全衛生法第102条第2項第3号に規定する一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>1)</sup>による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施<sup>2)</sup>を行う義務を負います。

厚生労働省HPより

### CERIのお勧め紹介⑤:

#### 「毒性試験用語集のデータベース」

5月号よりCERI職員のお勧めの図書、ツール、情報を連載でお伝えしています。

今回は日本先天異常学会のHP (<http://jts.umin.jp/>) に公開されている『実験動物先天異常データベース』をご紹介します。奇形の専門用語についての語彙が豊富で希少な奇形も収載され、しかも典型例の写真が添付されています。有害性評価に際しては、これらのDBを十分に活用して、正しい用語で報告書作成、英文レポート作成を行うよう心がけましょう(美濃部)。



### お知らせ

#### ① 学会発表

平成26年11月28～30日、京都大学吉田キャンパスにおいて開催される「日本リスク研究学会」にて石井<sup>キ</sup>職員及び片桐職員がポスター発表をします。表題は以下のとおりです。

<http://www.sra-japan.jp/SRAJ2014HP/kaisai.pdf>

- 新生児用紙オムツの経皮ばく露評価手法の検討と安全性の証明～表面材由来のフタル酸エステル類を対象として～(石井<sup>キ</sup>)
- 作業環境リスク評価におけるばく露推定モデル活用に関する検討(片桐)

#### ② 米国向けGHS対応ラベル・SDS作成」セミナーの開催

平成26年11月6日(木)、東京・大井町きゅりあんにおいて開催されるセミナー「米国向けGHSラベル・SDS作成」にて吉川職員及び石井<sup>カ</sup>職員が講師を務めます。詳細についてはホームページを参照ください。また、優待がありますので参加ご希望の方はご連絡ください。 [http://www.johokiko.co.jp/seminar\\_medical/AA141168.php](http://www.johokiko.co.jp/seminar_medical/AA141168.php)

ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

**CERI** 一般財団法人 **化学物質評価研究機構**  
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル7F  
安全性評価技術研究所 研究第二部  
Tel: 03-5804-6135 (担当者:宮地、窪田、石井(聡))  
URL: <http://www.cerij.or.jp> Email: [cac-reach@cerij.jp](mailto:cac-reach@cerij.jp)